

## 松阪市子ども発達総合支援施設事業運営に関する基本指針（ガイドライン）

松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて設置する松阪市子ども発達総合支援施設（以下「総合支援施設」という。）の事業運営が円滑に推進し、総合支援施設が療育又は訓練を専門的に提供するとともに松阪市で唯一の療育事業拠点としての役割を果たせるために、基本指針（ガイドライン）を定める。

### 1 基本指針の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日付厚生労働省令第15号）に定める運営に関する基準のほか、基本計画が求めている総合支援施設の役割の実施と発達総合支援サービス水準の維持をはかることを目的とする。

### 2 総合支援施設の運営目的

総合支援施設は、心身の発達が気になる又は障がいがある児童が、心身の発達の程度に関わらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心した暮らしを実現するため、保健、福祉、教育の各分野及び医療やその他関係機関との連携のもと途切れない支援をおこなうことを目的とする。

### 3 総合支援施設が実施する事業

総合支援施設が実施する事業は次のとおりとする。

#### （1）児童福祉法に定める事業

- 1 児童発達支援事業
- 2 放課後等デイサービス事業

#### （2）総合支援施設自主事業

- 1 保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談事業
- 2 児童発達支援人材育成事業
- 3 児童発達相談支援事業
- 4 特別支援教育体制支援事業
- 5 児童発達支援地域デイサービス事業

### 4 各事業の基本指針（ガイドライン）

#### （1）全体

心身の発達が気になる又は障がいのある児童が円滑に安心安全に利用できる

ための、必要な配慮をしなければならない。なお、衛生管理及び安全確保に関する具体的な取り組みについて、別途指針にて定めるものとする。

#### 1 衛生管理

館内は常に衛生的に管理をするものとする。特に通所児童が直接に触れる場所、設備及び各種器具等の衛生の維持管理は十分に注意をしなければならない。

#### 2 安全確保

通所利用児童が利用する設備及び各種器具が常に安全に使用できる状態であること。

開館日において、大雨・洪水・暴風・地震・津波警報が発令した場合は、各事業は直ちに休止するものとする。

#### 3 計画的なサービス提供の実施

通所利用児童に対するサービス提供は、個々の対象児童の利用目的を把握し、利用期間の設定、当該児童の特性に合わせた基本的生活習慣の体得・維持・向上などをはかるための個別支援計画を策定し、同計画に沿っておこなうものとし、必要に応じて変更するものとする。

#### 4 サービスの質的向上と提供技術の向上

サービス提供をおこなう職員等において、サービスの質的向上を図るために定期的なミーティング・協議を実施するものとする。

#### 5 緊急時の効果的対応の実現

通所利用児童にかかる事故、自然災害等による第二次避難場所として、安心安全の確保を図る。

### (2) 児童発達支援事業

児童福祉法による児童発達支援事業所として、就学前の児童において良好な親子関係を構築するとともに就園又は就学ができるようにするために、基本的な日常生活の体得、社会適応などのための療育・訓練を提供するために、次のように行うものとする。

1 定員 1日あたり30人を上限とする。

#### 2 療育内容

ア 基本的な日常生活動作の体得するための訓練（例：機能訓練など）

イ 集団生活への適応のための訓練

ウ 家族等に対する子育て支援や情報提供

エ その他必要とする訓練の機会や情報の提供

#### 3 対象児童

心身の発達が気なる又は障がいのある児童であって、児童福祉法による児童発達支援にかかる通所受給者証に記載している児童とする。

#### 4 提供時間

原則として午前 9 時から午後 4 時までの間に実施するものとする。

#### 5 留意事項

ア 通所形態は、基本的に親子通園とする。ただし、翌年度に就園又は就学する児童については、保護者と協議し、母子分離にて療育をおこなうことができる。

イ 療育を実施するにあたり、個々の通所利用児童の障がい特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み効率良く実施するものとする。

ウ 現に保育園又は幼稚園（以下「保育園等」という）に通園している当該児童については、当該保育園等と連携しながら、必要とするサービス提供をするものとする。

### (3) 放課後等デイサービス事業

児童福祉法による放課後等デイサービス事業所として、就学期の児童において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を提供するために、次のように行うものとする。

1 定員 1 日あたり 10 人を上限とする。

#### 2 療育内容

ア 生活能力の向上のための必要とする訓練

イ 社会との交流の促進

ウ 家族等に対する子育て支援や情報提供

エ その他必要とする訓練の機会や情報の提供

#### 3 対象児童

心身の発達が気なる又は障がいのある児童であって、児童福祉法による放課後等デイサービスとして通所受給者証に記載のある児童とする。

#### 4 提供時間

原則として、午後 2 時から総合支援施設の閉館時間までとする。ただし、長期学校休業期間は、原則として午前 9 時から午後 4 時までの間に実施するものとする。

#### 5 留意事項

ア 通所形態は、原則として自主通所とする。ただし、通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、総合支援施設の送迎車両を活用できるものとする。

イ サービス提供を実施するにあたり、個々の通所利用児童の特性や課題等にあわせて、集団療育、個別療育、各種訓練などの支援プログラムを効率良く実施するものとする。

ウ 屋外での支援プログラムを実施するときは安全に実施することを優先する。

#### (4) 保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

心身の発達が気になる児童又は障がいがある児童が、安心して地域の保育園・幼稚園に通園できるようにするために、当施設職員、巡回相談員が、地域の保育園・幼稚園・小中学校へ出向いて、集団生活に適応するための専門的な技術支援あるいは情報提供などをおこなう。

##### 1 訪問対象施設

主に、松阪市内の保育園、幼稚園又は小中学校とする。ただし、必要に応じて、松阪市内高校及び放課後児童クラブも対象とする。

##### 2 訪問職員

原則として、訪問支援担当保育士又は相談支援担当職員、巡回相談員とする。ただし、必要に応じて、各種訓練担当職員、臨床心理士又は看護師等も同行するものとする。

なお、各種訓練担当職員、臨床心理士及び看護師の訪問支援については、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び児童発達相談支援事業の各業務との調整をするものとする。

##### 3 留意事項

ア 訪問は、原則として保護者、保育園、幼稚園、小中学校、高校及び放課後児童クラブからの派遣要請を受けて訪問するものとする。ただし、必要と認める場合はこの限りではない。

イ 訪問支援の対象児童の保護者等に対し、その目的を提示し、保護者等及び訪問先の関係者との連携・協働にて、支援業務を推進するものとする。

ウ 訪問時には、訪問支援カード等を作成するものとし、その内容は、相談者氏名・住所・連絡先、当該児童の氏名、当該児童の状況、相談支援の内容など、を明記するものとする。

エ 訪問支援を推進するにあたり、事案によっては、事前に施設内で関係者による検討をするものとし、必要に応じて、相談支援担当者も同行するものとする。

なお、訪問においては、出来る限り少数職員で対応するものとする。

オ 当該児童の状況によって、医療機関及び専門機関との連携をするものとする。

カ 訪問終了後にて、当該児童の保護者等及び訪問先の関係者などとの連携結果を、訪問支援カードに記載し、必要に応じて関係者による処遇検討等おこない、今後の対応に資するものとする。

#### (5) 児童発達支援人材育成事業

総合支援施設が松阪市における唯一の公立発達支援専門施設として、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等の発達支援の技術的向上と人材育成をおこなうものとする。

##### 1 事業内容

- ア 子育て支援又は特別支援教育に関わる事業等に従事する者の研修
- イ 障がい児福祉制度研修
- ウ 専門職員による事案研修
- エ その他、必要とする研修

##### 2 留意事項

- ア 子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に療育従事者が容易に参加できる機会を設定すること
- イ 研修事業を実施するに、専門機関・施設からの講師・指導者の招聘を積極的におこない、療育現場の技術向上を図ること。
- ウ 事例研修は必須とする。
- エ 研修参加にかかる費用は原則として無料であること。

#### (6) 児童発達相談支援事業

総合支援施設を松阪市における唯一の公立児童発達支援の専門施設として、保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、当該児童、保護者などの家族、保育・教育関係者に対し心身の発達が気になる又は障がいがある児童にかかわる子育てや、訓練、就園就学などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行うものとする。

##### 1 対象

来館する心身の発達が気になる又は障がいがある児童及びその家族、保育・教育関係者など

##### 2 相談支援時間

原則として、総合支援施設の開館時間内とする。ただし、必要な場合はこの限りではない。

##### 3 相談支援業務

- ア 新規に総合支援施設での児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業に通所利用をしようとする児童の療育・訓練にかかるサービス支援に関する協議を保護者及び関係者によっておこなうものとする。
- イ 発達にかかる相談をおこなうものとする。
- ウ 専門機関との児童発達支援ネットワークを構築し、安定した支援のための専門機関との連携体制の確立をおこなうものとする。

#### ネットワーク連絡会議 年間2回程度開催

- エ 保護者同士の情報交換・学習や保護者ためのサロン活動を積極的におこない、子育てや家庭などに関わる悩みを軽減又は解消につながる取り組みを総合支援施設保護者会（仮称）と協働にておこなうものとする。
- オ 障がい児保育支援委員会（教育委員会・福祉部所管事業）を実施し、それに係る相談を行うものとする。  
また、当該児童への支援を検討するための観察聞き取りなどをおこなうものとする。
- カ 教育支援委員会（教育委員会所管事業）への支援を行う。また、それに係る相談を行うものとする。
- キ 障がいを事由とする手帳制度にかかわる相談を含む的確な支援に係る相談を実施するため、必要に応じて当該児童の観察聞き取りを実施するものとする。

#### 4 留意事項

- ア 必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医師及び計画相談支援事業者と連携するものとする。
- イ 相談者が安心して相談ができるような体制を構築するものとする。（例：外国語通訳、手話通訳など）
- ウ 相談者が求める情報は、できる限り提供するものとする。ただし、相談者が当該児童及びその家族以外の場合は、個人情報にかかわる部分は提供しない。（当該児童及びその家族から事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合のみ除く）
- エ 相談の内容によって、専門機関へ引き継ぐ場合、相談者が安心して専門機関へつなぐものとする。ただし、「たらい回し」「迷い電話」とならない対応をしなければならない。
- オ 相談支援事業を推進するにあたり、担当職員等による事案の対応を検討する場を定期的に行わなければならない。
- カ 相談支援担当職員については、その技術的向上をはかるための各種研修・研究の機会を得て積極的に参加するものとする。
- キ 就学後の者であって過去に通所利用をしていた者の場合、必要に応じて、当該の者が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関との連携・協働をして、本人及びその家族に必要とする情報を当該事業所又は関係機関に、本人及びその家族の同意のもと、情報提供することができる。ただし、当該情報提供は、当該児童が通所利用していた期間内にかかわる福祉的支援情報のみである。

## (7) 特別支援教育体制支援事業

就学前から卒業するまでの学校教育段階において、心身の発達が気になる又は障がいのある児童の自立と社会参加の実現に向けて、教育委員会との連携・協働によって、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図るものとする。

### 1 「個別の教育支援計画」策定と活用を指導と支援

支援が必要とする個々の児童について、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となって、福祉、医療などの関係機関と連携し、当該児童の保護者の参画と意見を含めて「個別の教育支援計画」を策定と活用に指導し支援するものとする。

### 2 「パーソナルカルテ」及び「サポートブック」の活用と促進

心身の発達が気になる又は障がいのある児童への支援に係る情報を円滑に引き継ぐために情報伝達ツールとしての活用を促進していく。

### 3 松阪市教育支援委員会への支援

松阪市教育支援委員会規則に基づき、心身の発達が気になる又は障がいのある児童の円滑な就学のため、総合的な観点により就学先を決定する教育支援委員会を支援するものとする。

## (8) 児童発達支援地域デイサービス事業

松阪市内において総合支援施設から遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、総合支援施設を利用しにくい児童のために、当該地域内に地域デイサービス事業を実施していくものとする。

また、長期学校休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場を確保するために、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して障がい児デイサービス事業を実施するものとする。

### 1 地域デイサービス事業

- ①実施場所 飯南地区及び飯高地区
- ②事業運営 定期的に巡回方式にて実施
- ③事業内容

- ア 1週間の内、平日1日に実施するものとする。
- イ 保育士（指導員）及び訓練担当職員等が巡回する。
- ウ 事業プログラムは療育及び訓練を中心に行う。

### ④留意事項

- ア 事業を実施するにあたり、その安全を確保するものとする。また、当該地区内の小中学校及び各地域振興局と十分に協議して実施すること。

## 2 障がい児地域スクール事業

「松阪市障がい児地域スクール事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）  
によって実施するものとする。

①実施方法 社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

### ②事業実施

ア 効果的に実施するために、事業受託者が関係者による実行委員会を  
設置して実施するものとする。

イ 本事業の実施は、地域の協力者やボランティア、特別支援教育関係  
者の支援によるものとする。

ウ 事業実施においては、利用児童の安全の確保をしなければならない。

エ 利用者負担は、実施要綱に規定する金額とする

### ③留意事項

ア 実施要綱の定めによって実施しなければならない。

イ 利用者負担については、実施要綱に規定する金額を超える額を徴収  
してはならない。

ウ 地域協力者やボランティアの確保は、松阪市社会福祉協議会（松阪  
市ボランティアセンター）の協働によっておこなうものとし、必要に  
応じて、メディアの活用をおこなうものとする。

エ 実施にあたっては、看護師の配置をおこない、医療ケアが必要とす  
る児童への支援体制を確保しなければならない。

オ 屋外のプログラムを実施する場合は、天候、交通状況等を把握し、  
より安全の確保をおこなうものとし、実施主体は、警報発令などの危  
機管理を十分に行わなければならない。

## 5 職員体制及び業務推進

### （1）全体

基本計画に提示している基本理念をもとに、総合支援施設の目的を果たすために、  
全職員が連携・協働の体制のもと業務を推進するものとする。

### （2）各事業の推進

心身の発達が気になる又は障がいのある児童に対する療育・訓練を提供するにあ  
たり、個々の特性にあわせた提供となることから、各専門職域を超えて提供する体  
制を構築し、効果的に事業を推進するものとする。

## 6 事業自己評価

総合支援施設が、基本計画が提示している事業を円滑に、かつ、効果的に実施してい  
るか否かを確認するために、一定の期間を設定して、職員による自己評価をおこない、



必要と認める改善を進め、サービス提供の質的向上を図ること。

(1) 総合支援施設サービス提供評価検討会の設置

総合支援施設内に、サービス提供評価検討会を設置し、各事業にかかるサービスの提供内容及び提供体制等について、自主的に検討し評価するものとする。

(2) 主たる共通評価項目

- ① 通所児童と支援者の関係
- ② 通所児童の生活行動の支援
- ③ 健康管理と安全への配慮
- ④ 通所児童の行動問題の対応
- ⑤ 通所児童の主体性及び自律性への支援
- ⑥ 通所児童の心身の育成
- ⑦ 支援の継続性の確保
- ⑧ 支援対象児童の支援記録の継続と活用
- ⑨ 相談者に寄り添う丁寧な相談支援
- ⑩ 事故防止と安全対策
- ⑪ 関係機関・地域との連携・協働体制
- ⑫ 地域支援体制
- ⑬ 適切な就園就学支援
- ⑭ 特別支援教育の推進
- ⑮ 職員資質向上
- ⑯ 施設運営

(3) 評価結果の公表

総合支援施設の事業自己評価結果については、公表するものとする。

また、この自己評価結果については、総合支援施設の第三者評価委員会へ提出するものとする。

7 基本指針の試行期間

この基本指針の運用については、開設日から平成 32 年 3 月 31 日までは試行期間とする。

8 基本指針（ガイドライン）の見直し

本基本指針（ガイドライン）の試行期間中は、事業評価をもとに見直しをおこない、試行期間終了後の見直しは、3 年毎に実施するものとする。ただし、見直すにあたり、松阪市子ども発達総合支援施設第三者評価委員会（仮称）に意見を求めるものとする。

